



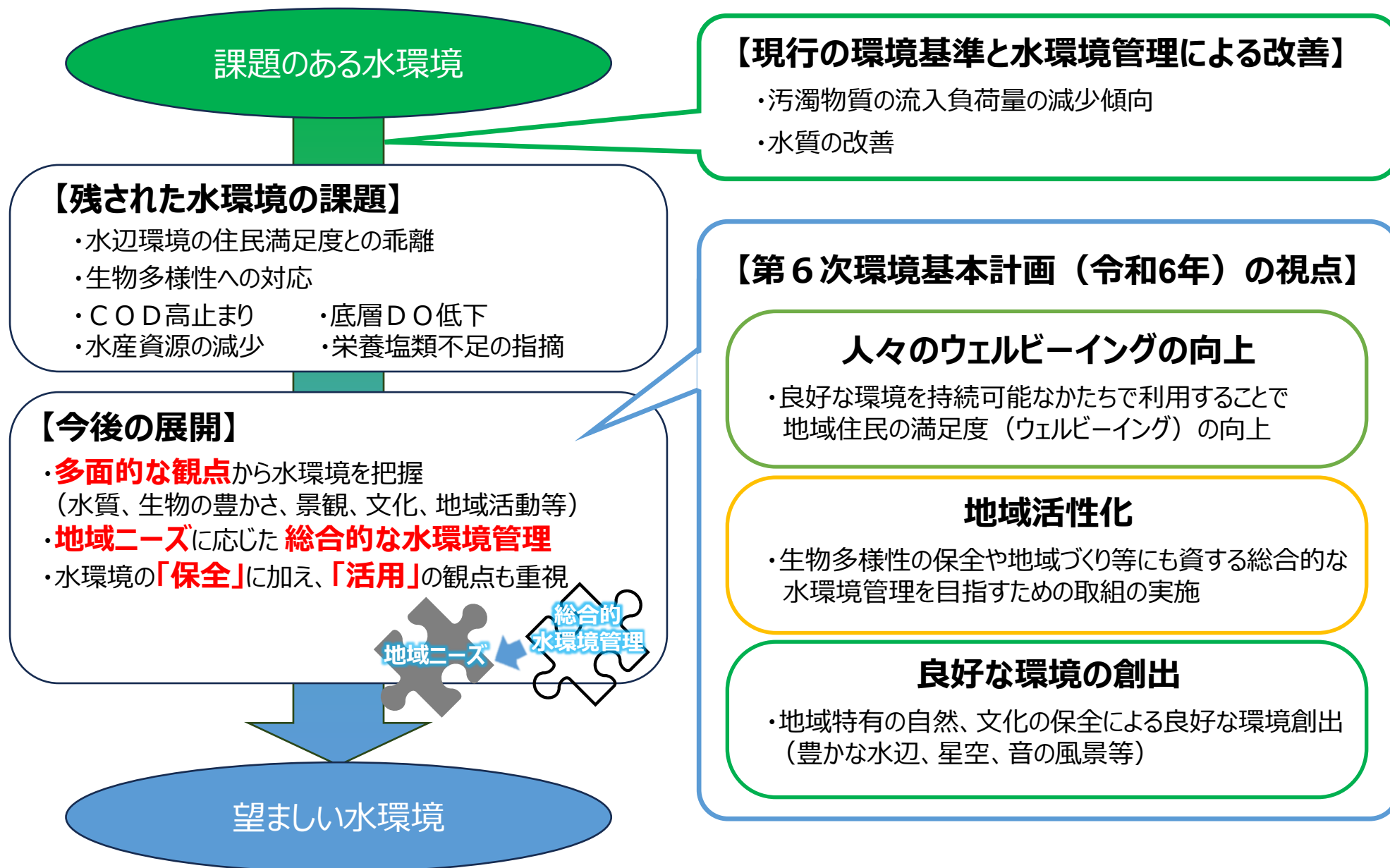
新たな水環境政策の展開について

2026年2月

環境省 水・大気環境局 環境管理課

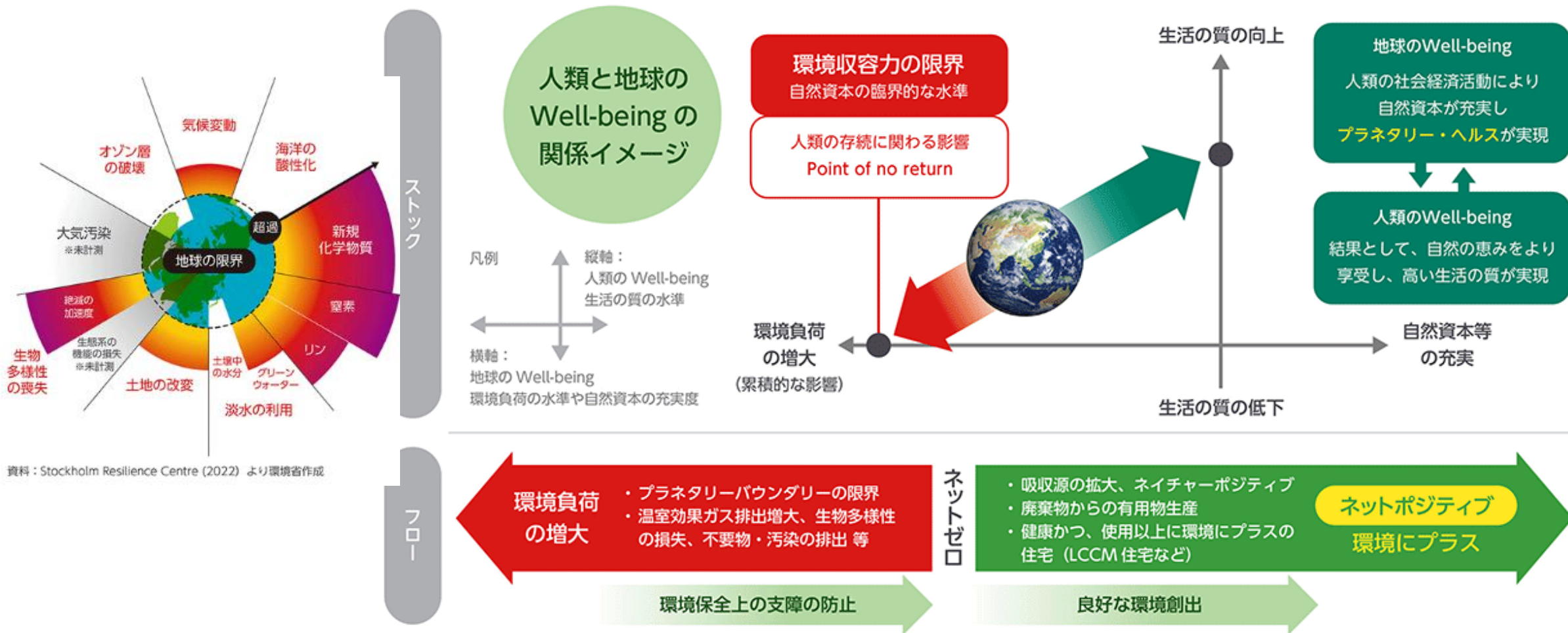


今後の水環境行政の展開の基本的な考え方(第6次 環境基本計画)



自然資本・環境負荷とWell-beingとの関係

環境負荷を低減し、ストックとしての自然資本を充実させることが Well-being の向上につながると考えられる。



今後の水環境制度の展開について(背景と方向性)

過去

水質汚濁対策が喫緊の課題



- 泡立ち、臭気を放つ川
- ゴミが目立つ川や海岸

- 環境基準の創設
- 排水基準、排水規制の創設
- BOD/CODを中心としたモニタリング

現在

水質が改善



- 汚濁対策が必要な水域は一部残っているが、多くの水域で水質が改善
- 環境基準（生活環境項目）の達成率は、20年程度ほとんど横ばいで推移

- 水生生物保全環境基準、底層溶存酸素量など新しい制度を取り入れてきたが、基本的には公害時代の制度をそのまま引き継いでいる

未来

良好な水環境の創出



- 水質のみならず、水生生物や景観など幅広い観点から良好な水辺を目指す
- 地域ニーズを踏まえ、地場産業・地域づくりなど、「保全」に加え、水辺の「活用」の観点を取り入れ、多くの主体を巻き込む

第6次環境基本計画が目指す Well-beingの向上へ

水環境制度の見直しの方向性

- 水質汚濁に係る環境基準について、過去20年程度、高い達成率で推移するなど、公共用水域の水質は改善
- 水環境について、地域のニーズ（海域の栄養塩類の管理、良好な水環境の創出と利活用等）が多様化し、国民の水環境への満足度は必ずしも高くない状況
- 気候変動による豪雨の増加等を踏まえ、水質事故への対応を推進
- 脱炭素、生物多様性、流域総合水管理などの政策を踏まえた対応を検討

【検討項目 1】 良好な水環境の 創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

【検討項目 2】 水質汚濁事故対策 の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

【検討項目 3】 その他の水環境行政 の方向性

従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

【専門委員会で審議中】 総量「管理」制度への転換 栄養塩類管理制度の導入

閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能とする制度の導入**を検討

中環審 水環境制度小委員会にて審議開始（R7.12～）

第10次水質総量削減の在り方について、中環審 総量削減専門委員会において審議中

良好な水環境の創出に向けた取り組み

- 地域ニーズの多様化への対応
- 多面的な水環境モニタリング
- 良好な環境の創出・活用を推進するモデル事業等
- 水辺の環境活動プラットフォーム

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(令和7年2月)

① 適時適切な類型の見直し

- ・事務処理基準に「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、**柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと**」を明示した。
- ・告示において、水域類型の指定に当たって「**当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること**」としているが、「**地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないこと**」を事務処理基準に明示した。
→ 地域の実情に応じて、基準値の高い水域類型へ見直すことも可能。

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

- ・水域全体の水質と水浴場に求める水質は必ずしも一致しない。
- ・告示別表で、**各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削った。**
- ・いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は「**大腸菌数**」(300CFU/100ml以下)を規定した。

③ 季別の類型指定の設定

- ・全窒素、全燐について、地域の実情に応じて、月単位で区分して**季別に類型を指定することができることとした。**
- ・既存の全窒素、全燐の類型を季別の類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別に見直しを検討することとした。

④ CODの達成評価の変更

- ・湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、**有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよいこととした。**
- ・CODの評価を行わない場合であっても、**有機汚濁に関するモニタリング(COD、底層溶存酸素量等)**は継続して実施。

多面的な水環境モニタリング

- 現在の水環境に係る制度では、依然として「**水質**」が中心
- 「水質」の定量的な分析結果のみで評価するのではなく、「**水質**」に加え、
 - ・水生生物や植生などの**豊かな生きものの観点**
 - ・緑地、ごみの散乱、におい、せせらぎなど、**景観や感覚の観点**
 - ・歴史・文化、地域で活用されているかなど、**地域とのつながりの観点** などモニタリング対象とする。



水辺のすこやかさ指標 (みずしるべ)

5つの指標 (ものさし)

- 自然なすがた:**
水環境に自然がどのくらい残されているかをあらわします。
- ゆたかな生きもの:**
水環境にいる生きものの豊かさをあらわします。
- 水のきれいさ:**
水のきれいさ、清らかさをあらわします。
- 快適な水辺:**
水環境のきれいさや静かさを、人の感じかたで調べます。
- 地域とのつながり:**
水環境と人とのつながりをあらわします。

自治体での多面的モニタリングの指標例

愛知県 (水循環再生指標)

- ①水のきれいさ : 水の色、におい
- ②水の量 : 流れのはやさ 等
- ③生態系 : 魚、植物 等
- ④水辺のようす : ゴミ有無 等



島根県 (五感による湖沼環境指標)

- ①見る : 湖水の澄み具合等
- ②聞く : 音
- ③嗅ぐ : 臭気
- ④味わう : 魚介類
- ⑤触れる : 湖水の感触

「五感、いそいで」
「五感、いそいで」
「五感、いそいで」

五感による湖沼環境指標

項目	指標	評価
視覚	湖水の澄み具合	優 (0.8)
聴覚	音	良 (0.7)
嗅覚	臭気	可 (0.6)
味覚	魚介類	可 (0.6)
触覚	湖水の感触	可 (0.6)

宮崎県 (五感を使った水辺環境指標)

- ①自然の音
- ②自然の風景
- ③水の透明度
- ④水のおいしさ
- ⑤水のきれいさ
- ⑥水生生物



全国水生生物調査の概要 (昭和59年度から国土交通省と環境省が実施)

- 適切な指導のもと、小学生、中学生、高校生、一般の方々が参加できる
- 調査結果は、環境省ウェブサイトに登録できる。

きれいな水 (I) の指標生物		ややきれいな水 (II) の指標生物	
ナミウズムシ	サワガニ	カワニナ類	コオニヤンマ
ヒラタカゲロウ類	カワゲラ類	コガタシマトビケラ類	オオシマトビケラ
ヘビトンボ	ナガレトビケラ類	ヒラタドROMシ類	ゲンジボタル
ヤマトビケラ類	ブユ類	○ ヤマトシジミ	○ イシマキガイ
アミカ類	ヨコエビ類		
きたない水 (III) の指標生物		とてもきたない水 (IV) の指標生物	
タニシ類	シマイシビル	サカマキガイ	エラミミズ
ミズムシ	ミズカマキリ	アメリカザリガニ	ユスリカ類
○ ニホンドロソコエビ	○ イソコツブムシ類	チョウバエ類	
I, II 両方で見られる水生生物 (指標生物ではない)			
ヒゲナガカワトビケラ類	ニンギョウトビケラ類		
タニガワカゲロウ類	チラカゲロウ		

注) ○は海水の少し混ざっている汽水域の生物

水質階級と指標生物

I きれいな水

II ややきれいな水

III きたない水

IV とてもきたない水

I, II 両方で見られる水生生物 (指標生物ではない)

※のついている生物はよく見えますが指標種 (基準種に使う水生生物) ではありません。

I きれいな水

II ややきれいな水

III きたない水

IV とてもきたない水

汽水域 (海水が混じっているところ)

※のついている生物はよく見えますが指標種 (基準種に使う水生生物) ではありません。

本調査では、河川に生息する水生生物のうち、

- ①全国各地に広く分布し、
- ②分類が容易で、
- ③水質に係る指標性が高い、

29種を指標生物としています。

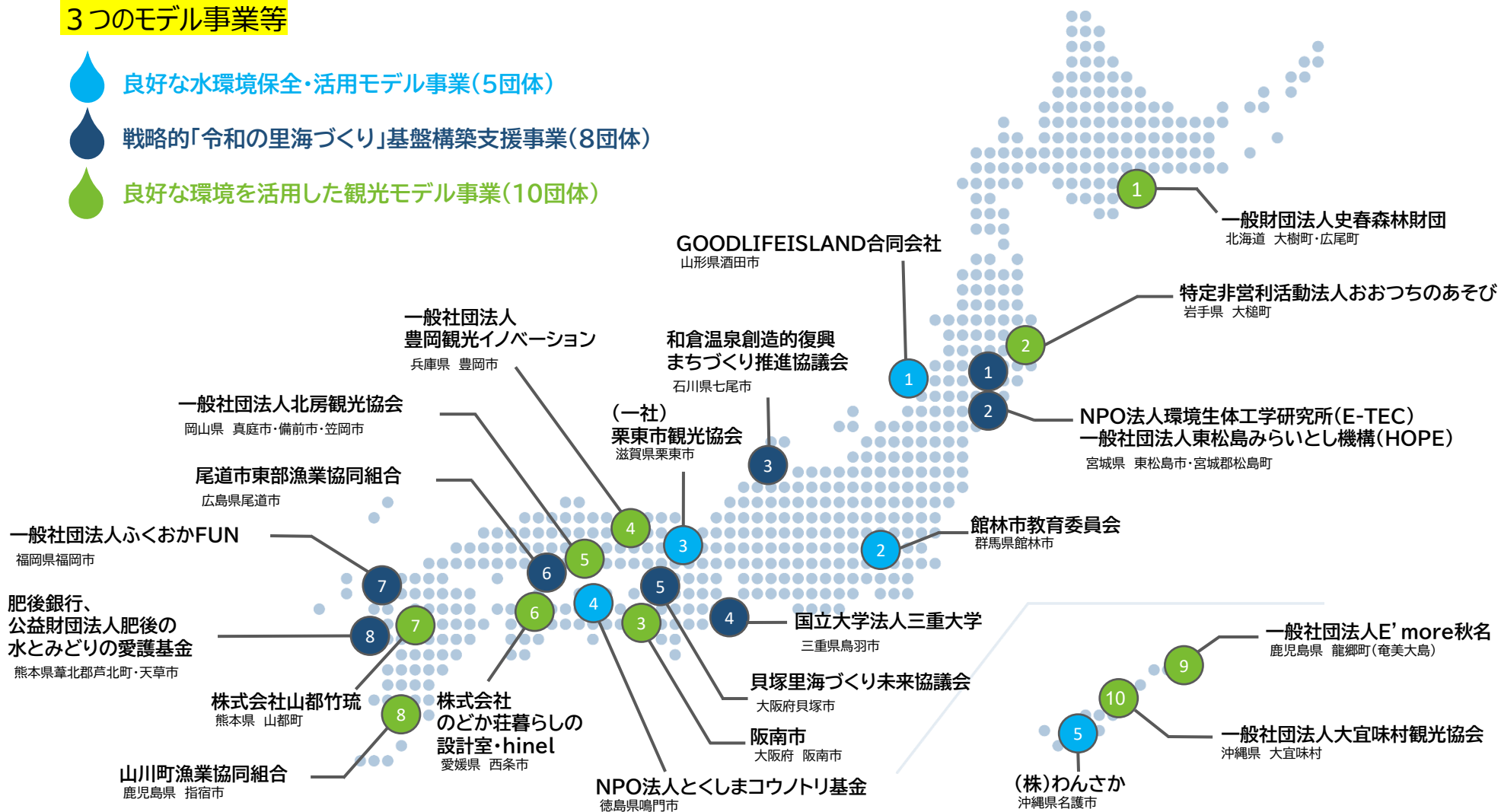
河川で水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行い、地点毎に、I (きれいな水)、II (ややきれいな水)、III (きたない水)、IV (とてもきたない水) の4階級で水質の状況を判定しています。

令和7年度良好な環境の創出・活用を推進するモデル事業等の概要

○国民のウェルビーイングや地域の魅力・活力を向上させる望ましい水環境・水循環等を実現を目指し、地域において良好な環境の創出・活用を推進する3つのモデル事業等を実施

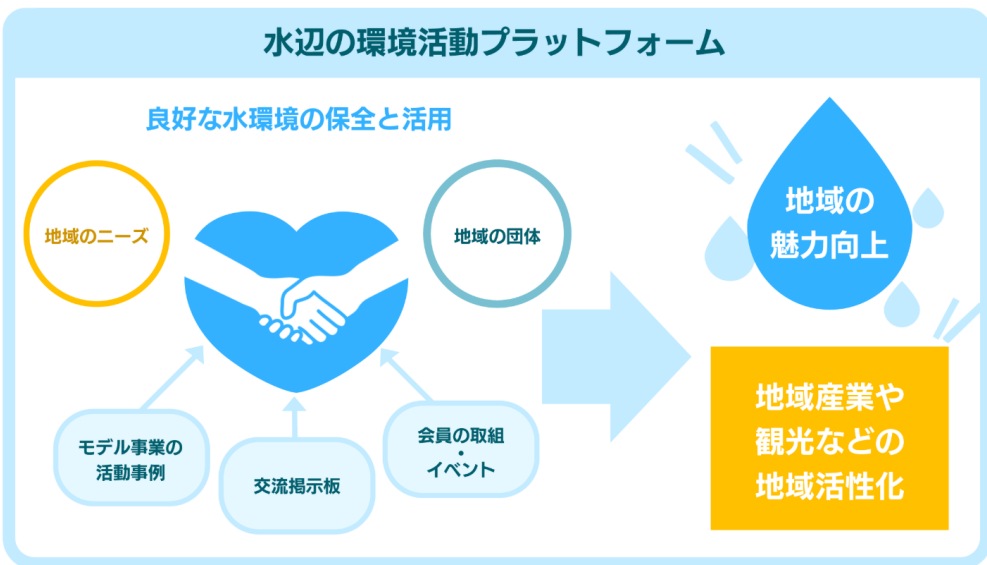
3つのモデル事業等

- 良好な水環境保全・活用モデル事業(5団体)
- 戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業(8団体)
- 良好な環境を活用した観光モデル事業(10団体)



水辺の環境活動プラットフォームの立ち上げ

- 「**良好な水環境の創出**」による**地域の魅力を向上**させる活動を推進するため、令和7年5月にウェブサイトを開設。
- 地域で実施されている**良好な水環境等の保全・活用に関する活動**や、**身近な水辺の調査**に関する情報を集約して提供。会員登録（団体登録に限る）すると、自らの活動も投稿できる機能もあり、**情報交流の場としても活用**していく。



- **会員登録はこちらから**
水辺の環境活動プラットフォームウェブサイト
<https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/>



PF会員の構成と会員メニュー

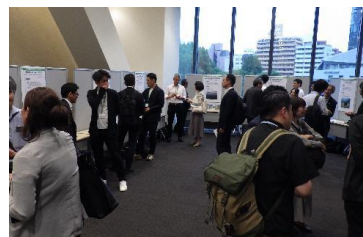
会員	行政、企業、団体、個人
会員メニュー	<ul style="list-style-type: none"> 会員の基本情報の登録及び掲載 良好な水環境等の保全・活用に関する取組の登録及び掲載 会員主催イベント情報の登録及び掲載 交流掲示板の登録及び掲載 募集します 支援します メールマガジンによるプラットフォーム活動等の情報受信等※

※個人会員はメルマガ受信のみ

★*プラットフォームでできること・・・

1 情報収集 情報交流

地域の関係者の
つながり促進



行政・企業・各種団体・個人等、計527者が参加
(2026年2月6日現在)

2 地域の水環境保全・活用の取組を **閲覧** できます

ウェブサイトコンテンツ

良好な環境を活かした地域づくり

- 水環境の保全と活用に関する活動を案内
- 名水づくり
 - 里海づくり
 - 観光地域づくり



身近な水辺の調査

- 多面的な水環境モニタリング活動を案内
- 全国水生生物調査
 - 水辺のすこやかさ調査(みずしるべ)



御清聴ありがとうございました。

